

十一番(松井真理子君)

ただいまより、男女共同参画社会の形成について一般質問をします。

先日、開会日九日の市長の演説の中で、とても残念で悲しく思った発言がありました。それは、立場の弱い人々への配慮と支援、福祉のまちづくりのところで、立場の弱い人々の表現として高齢者、障害者、子供という言葉しか出てこなかったことです。高齢者、障害者、子供は当然立場の弱い人々と言えますが、立場の弱い人々としてまだまだ人権が保障されていない人口の半分、いえ人口の半分以上を占める女性はなぜ入っていませんでしょうか。

人権問題ではまず同和問題、そして二番目に女性の人権問題が重要な分野として位置づけられています。それなのに、なぜ九日の演説には女性という言葉が入らなかったのか。市長の女性に対する人権意識の位置づけはどこにあるのでしょうか。男女共同参画に対する意識の低い人々の中には、男女共同参画、夫婦が仲よくすることやろ、うちはとっくに実行してるでとか、うちなんか嫁はんの方が力持ってるわ、むしろ地位を上げたいのはわしの方や、などという矮小化した考えしか持てない人がまだ少なからずいます。

我が国では、男女平等が憲法の中に基本的人権として位置づけられていますが、それが保障されておらず、ようやくこの五年間、私が議員一期目のときに、国では男女共同参画社会基本法が制定され、女性の人権を守る法律として夫やパートナーからの暴力、DVとよく言われてますけれども、ストーカーに関する法律、そういうものが次々と制定されています。しかし制度は整ってきても、現実はまだまだ厳しいものがあります。夫が外で働き妻が家を守るという性別役割分業も長時間労働で下支えされた高度経済成長期には、それなりに合理性がありました。しかし現在不況の暗雲から長い間脱し切れないでいるいまは、企業も家族全員を養うに足る賃金は支給できないでいます。それゆえ夫婦もリスク分散のためにともに働くという道を選択するようになってきているのです。

一九五〇年代には七割を占めていた専業主婦は、いまでは五割を切るまでに低下し仕事を持つ女性がどんどん増えています。それは家計の将来に危機感を抱いた女性たちが、男女共同参画云々などと全く関係のないところで、リスク回避のためにおのずと選択した結果なのです。しかし相変わらず男性は働き過ぎの過労死が増え、経営難や失業、リストラから来る自殺はどんどん増えています。女性もパートや派遣など不安定雇用が多く、正社員雇用はなかなかありません。年金制度も女性はまだまだ不利になっています。経済の変化が速度を増し、新たなライフスタイルが登場すれば、男女間の新たなルールづくりが必要になります。旧来型の企業経営のあり方、社会の制度、慣行などの見直し作業も行わなければならない時代です。男女共同参画社会の形成の名のもとに進められる一連の改革、施策の展開の背景には、そのような時代の要請が潜んでいるのです。だからこそ、男女共

同参画社会基本法には、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題であるとうたっているのです。

男女共同参画社会基本法の前文の一節に、「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」とあります。これは平たく表現すれば、男だから、あるいは女だからかくあるべしといったたがに縛られない、何よりも本人の意思が尊重される社会ということです。同時に男女共同と言うからには、両者が対等な関係でなければなりません。相手を自分と対等な存在、パートナーとして認識することが、男女共同参画社会の形成の出発点になっているのです。そんな中で男女共同参画条例の制定は、現在都道府県レベルでは一〇〇%近くになろうとし、政策もどんどん進んできています。しかし残念ながら、それとともに男女共同参画社会の理念を誤解している人たちからの、ジェンダーバックラッシュが激しさを増してきています。これを市長はどうとらえられているのでしょうか。またそれを市民にどう啓発されていくのでしょうか。

先月の二月六日、男女共同参画局発行の、男女共同参画メール五十七号に対して、抗議メールが殺到しました。私の仲間も全国各地から抗議メールを送信しました。このいわゆるジェンダーフリー、五十七号批判に対し、本市ではどう対応し行動されたのでしょうか。

最後に、男女共同参画形成は、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題であること基本法にあることから、国は男女共同参画局を内閣府に置いています。私は議員一期目のときから、男女共同参画政策は横断的な分野が多いので、首長部局に移管する方が効率的であり全国的に見ても教育委員会の所管のところは少ないと、ずっと言ってきました。もうそろそろ市長部局に移す時期だと思いたしますがいかがお考えでしょうか。

以上男女共同参画社会形成に対する方向性について、市長のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

市長（南佳策君）

十一番、松井議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど御質問の中にもありましたように、今日少子高齢化社会という状態の中で、日本の社会全体が従来の肯定的な性別役割分担意識と申しますか、こういうものを見直して、男性、女性にかかわらず一人一人がその個性と能力を発揮できる、まさに男女共同参画社会の意識転化、これは非常に大切なことと申します。御質問の中にもありました。ちなみに私の初日の所信表明の中で、女性という言葉が漏れていたということでございます。これはあくまでも例示というふうにお考えいただいたらと思います。

そうした中で、一九九九年の男女共同参画社会基本法の施行を契機といたしまして、さまざまな取り組みが国、県、市町村で行われているところでございます。しかし現実には、まだまだ社会全般について、このことへの理解不足が大きな原因で社会全体への浸透度はまだまだ低い状態であることは、だれもが認めるところでございます。

天理市では、県内、他市町村に先駆けて男女共同参画社会の実現に向けての組織及びそ

の関連施設を設置して、平成十一年にはてんり女性プランを策定してその取り組みを進めているところであります。今後は男女共同参画社会づくりに向かって、さらに住民意識を高めることに努力をして、そして天理市としてまさに特色ある施策を盛り込んだプランづくりとその推進に取り組んでいくべきと考えております。ちなみに国の方での取り組みについて、全国からいろんな意見が寄せられている、それは私も存じております。ですからそれはまた、これからいろんな論議の中で、どうあるべきかを知恵を集めてやっていただければと考えているところであります。

次に、男女共同参画政策を市長部局へ移管してはどうかという御質問でございました。

平成十五年四月一日現在ですが、奈良県内では四十九市町村のうち三十五市町村が市町村長部局でこれを担当し、十四市町村が教育委員会で担当しておりました。三年前の平成十二年四月と比較いたしますと、その市町村長部局での担当は二十四から十一増えて、三十五になっているという現況でございます。天理市におきましても、従来から教育委員会に属するという利点を生かしての教育の場における男女共同参画についての取り組みを進めておりましたが、しかし今回のプラン改定等々に関連いたしまして、そのあり方を検討し各課が横断的に連携できるような体制をとる準備を進めているところであります。具体には、市長部局内に移管する方向で、かねてから検討を進めているところでございます。

以上、私の方からの御質問に対するお答えといたしたいと思っております。

十一番（松井真理子君）

自席から失礼します。ありがとうございました。

男女共同参画社会が実現していくように、天理市政の中でいろいろな各分野で取り入れていただきたいと思っております。

それから最後の方で、市長部局に移管する方向でということで、とてもうれしく思います。やっと天理もここまで来たかという思いがします。どうぞ横断的に各部が男女共同参画意識を高めて、その政策を進めていけるようによろしく願いいたします。

これはてんり女性プラン、先ほどお話しも出ましたけれど、これは前市長のときに策定されました。これはあの時期には珍しく実施目標や担当課を明記した、近隣自治体では類を見ない画期的な行動計画でした。おかげで絵に描いた餅にはならず、特にかがやきプラザの事業や子育て、教育、福祉の分野では、とても進んだと市民の皆さまは喜んでおられます。しかし二百五十四項目もある厳しい行動計画ですので、まだクリアできていない項目も残念ながらあります。現行の施策をさらに充実させるとなっているAの項目で、できなかった項目はなぜできなかったのか、理由をお聞かせください。

また平成十四年までに達成するとされているBの項目は何パーセントクリアしましたでしょうか。またできなかったのは、どの項目でしょうか。それはなぜできなかったのでしょうか。理由をお聞かせください。

そして来年平成十七年までに実施するとされているCの項目は、今後どう実施されてい

くのでしょうか。

以上、てんり女性プランの進捗状況と問題点について、御答弁をお願いします。

教育長（吉岡溥君）

引き続き十一番、松井議員のてんり女性プランの進捗状況と問題点等についてお答えをしたいと思います。

先ほどもありましたように、平成十一年三月に策定されました、てんり女性プランを推進するために毎年九月から十月にかけて、各課に行動計画の具体的な施策の取り組み状況調査を実施しておりまして、その調査報告書を策しております。

平成十五年度の報告書から、その取り組みがあまり進んでない施策につきまして一例を申し上げます。

事業番号七十九番でございます、審議会などへの女性の積極的な登用の働きかけにつきましては、各組織の団体の代表者からの選出である場合が多くございまして、女性員の比率が一四・七%にとどまっております。今後は積極的に各団体に女性の進出を働きかけていきたいと思っております。

次に、平成十四年度までに達成する目標年次のB項目についてですが、報告書では実施状況を「できている」、「努力中」、「できていない」と三段階評価としてまとめました。実施の合計は、「できている」、「努力中」とこの二つを合わせますと七〇・四%になっております。「できていない」ものとして、たとえば国際社会への参加・参画と連携の促進として、国際会議などへの女性の派遣があります。女性が広い視野で国際社会へ目を向ける第一段階として、今年度は日本の女性会議に本市の女性団体から六名が参加し、その前段階としての取り組みを進めておるところでございます。

次に、平成十七年度までに実施するC項目の、Cの五項目につきましてですが、現在ではその段階の一つといたしまして、外国人に対する母国語での相談業務の充実について、基本となるガイドブックの作成に向けて取り組んでおるところでございます。今後プランの改定とあわせましてその他の項目についても、鋭意取り組みを進めてまいりたい、このように思っております。

以上です。

十一番（松井真理子君）

ありがとうございました。

それでは具体的に、第二次行動計画の策定はどう進められていくのでしょうか。

まず懇話会や策定委員会は市民公募を入れ、またその人選審査は慎重にすべきです。そして本市もようやく審議会や委員会が傍聴可能になってきましたが、第二次行動計画策定段階でも市民に情報公開するために傍聴できるようにするのは当然です。また条例制定は都道府県レベルでは全国的にほとんどクリアしましたし、市町村レベルでも条例制定は加

速を増しています。事業番号二百四十一番に、基本条例についての調査・検討とあり、十七年度までに実施するとなっていますが、本市も近いうちに条例制定は当然です。また計画には、てんり女性プランのように、実施目標年次を入れ、担当課を明記することも大切ですし、県のなら男女共同参画プラン21のように目標値を入れることも、計画が絵に描いた餅にならないためにも重要なことです。

また相談事業に関しては、その性格上市民ニーズに合わせるために、奈良県内や大阪、京都の近隣自治体との相談事業の相互連携が必要です。そして本市独自のDVやストーカー防止条例の制定もしなければなりません。またあらゆる分野における政策形成、意思形成の場への女性の参画の推進として、全国各地で活発に行われている女性模擬議会の実施や審議会等への女性の登用率を三〇%以上にすることや女性管理職を持続的に増加させること、また女性委員ゼロの審議회를計画的に減少させること、これは先ほど教育長の御説明にもありましたけれども、計画的に減少させていくことが、具体的施策に入れるべきです。

女性管理職の増加は市原市長のときはありましたが、南市長になってからは残念ながらありません。本市の女性職員は有能な方が多いです。もちろん有能な男性職員もたくさんおられます。それぞれ適材適所にその人の能力が十分発揮できるポストに機会を与えることが重要です。

また活動をしていない団体を整理して男女共同参画市民会議の設立も重要です。先日これ高田で市民会議を設立したという新聞がありましたけれども、ここではリーダー養成講座などを開いておられるそうです。こういう市民会議の設立も重要です。

男女共同参画社会の形成は、就労・少子高齢化・教育・健康・福祉・国際社会・環境問題など多くの分野にまたがっています。それらの分野を踏まえ、男女共同参画の理念を入れた計画づくりが大切です。

以上、第二次行動計画の展望についてお聞かせください。

教育長（吉岡溥君）

引き続きまして、第二次行動計画の展望についてお答えをしたいと思います。

現在のてんり女性プランは実施目標年次を平成十七年度とし、具体的施策二百五十四項目ごとに目標年次を定めたレベルの高いものでございまして、県内においても先進性のある行動計画でございます。しかしその後、法整備により見直しを図る必要も出てきております。そこで平成十七年度の改定に向けまして、今年度は庁内連絡会を再結成いたしまして研修を実施しております。平成十六年度は市民意識調査に係る委託料、懇話会の委員報酬などを予算計上しております。また懇話会のメンバーにつきましては、専門性を生かしながら広く意見をいただけるよう慎重に人選を検討してまいりたいと、このように思っております。

なおプランの改定につきましては、市民の皆さんの天理における男女共同参画社会づく

りに向けての住民意識を高めるための啓発を進めてまいります。そして住民意識が醸成すれば、天理市として特色ある具体的施策実施を盛り込んだ条例制定に向けて、市民とともに検討を重ねていくことが必要であろうと考えております。いずれにいたしましても、男女共同参画社会の視点というのは、すべての施策に必要とされるものでございます。プランの改定に向けては各課はもとより先進地の各市町村や関係機関とも連携をとりながら、よりよい具体性のあるわかりやすいプランづくりに取り組んでまいりたい、このように思っております。

以上でございます。